

R5 予算における防衛力強化のための対応に係る税外収入（全体像）

- ・外為特会からの繰入金（R5 剰余金）：1.2兆円程度
- ・財投特会からの繰入金（財融勘定）：0.2兆円程度
- ・国立病院機構・
地域医療機能推進機構の国庫返納：0.1兆円程度

**財源確保法
による税外収入
1.5兆円程度**

**上記以外の税外収入
3.1兆円程度**

歳出改革

**防衛力強化税外収入
4.6兆円程度**

0.2兆円程度

1.2兆円程度

3.4兆円程度

**防衛力整備計画
対象経費の増加額
(対R4 当初比)
1.4兆円程度**

**防衛力強化資金
への繰入
3.4兆円程度**

- ・外為特会からの繰入金（R4 剰余金）：1.9兆円程度
- ・財投特会からの繰入金（投資勘定）：0.4兆円程度
- ・新型コロナウイルス感染症基金の国庫返納：0.2兆円程度
- ・緊急小口資金等の特例貸付の国庫返納：0.1兆円程度
- ・大手町プレイス売却収入：0.4兆円程度

出典：財務省作成資料
令和5年4月25日（火）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

復興財源フレームの財源確保の状況

項目	説明	確保した金額(※1) (R3決算まで)	時期(※6)	
復興特別税	・東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財確法」)第2条・第72条第1項等により、復興特別税の収入は復興費用等に充当。	約6.4兆円(※2)	・H24～R3	
税 外 収 入	財政投融资特別会計からの繰入金	約2.8兆円	・H24、H25、H27～H30	
	財政融資資金勘定からの繰入金	・同上。(復興財源確保法第3条参照)	約2.4兆円	・H24、H25、H27
	投資勘定からの繰入金	・同上。(復興財源確保法第3条の2参照)	約0.4兆円	・H28～H30
	政府保有株式の処分による収入	・復興財源確保法第2条・第72条第3項により、株式の処分により得た収入を復興債の償還費用に充当。	約4.9兆円	・H24、H27、H29、R3
	日本たばこ産業株式会社株式	・同上。(復興財源確保法第4条参照)	約1.0兆円	・H24
	東京地下鉄株式会社株式	・同上。(復興財源確保法第5条参照)	—	—
	日本郵政株式会社株式	・同上。(復興財源確保法第5条の2参照)	約3.9兆円	・H27、H29、R3
	その他の税外収入	・復興財源確保法第2条・第72条4項により、税外収入等であって国会の議決を経た範囲に属するものは、復興費用等に充当。	約2.3兆円(※3)	・H23～R2
決算剰余金	・復興財源確保法附則第15条により、H23年度からH27年度の決算剰余金を財政法第6条に基づき公債等の償還財源に充てる場合に、復興債の償還費用に優先して充当。	約3.1兆円(※4)	・H24～H28	
歳出削減	・復興財源確保法第2条に、東日本大震災復興基本法第7条第1号に基づく歳出削減を活用して復興費用の財源を確保する旨を規定。	約1.6兆円(※5)	・H23～R元	
23年度1次補正等財源	・復興財源確保法が制定される前に確保した財源。	約4.3兆円	・H22～H23	
23年度2次補正財源	・復興財源確保法が制定される前に確保した財源。	約1.8兆円	・H23	

※1 第2期復興・創生期間を含めた令和7年度までの復旧・復興事業の規模の見込みである32.9兆円程度に対して、復興財確法の規定等に基づき、当該復旧・復興事業の財源に充てることとした金額を記載。その合計は約27.3兆円であり、これが32.9兆円に占める割合は約8割。この差は、今後の復興特別税の税收、東京メトロ株式の売却収入等により確保できると見込まれる。

※2 復興特別税の金額は、復興特別所得税、復興特別法人税の他、地方税分を含む。

※3 税外収入の金額は、公務員宿舍の売却収入等の他、地方負担分を含む。

※4 決算剰余金の金額は、H23年度～H27年度の決算剰余金のうち復興費用への充当分も含む。

※5 歳出削減の金額は、こども手当の見直し、高速道路無料化の見直し、公務員人件費の削減等の他、年金財源への補填、復興財源フレームの精査の結果を含む。

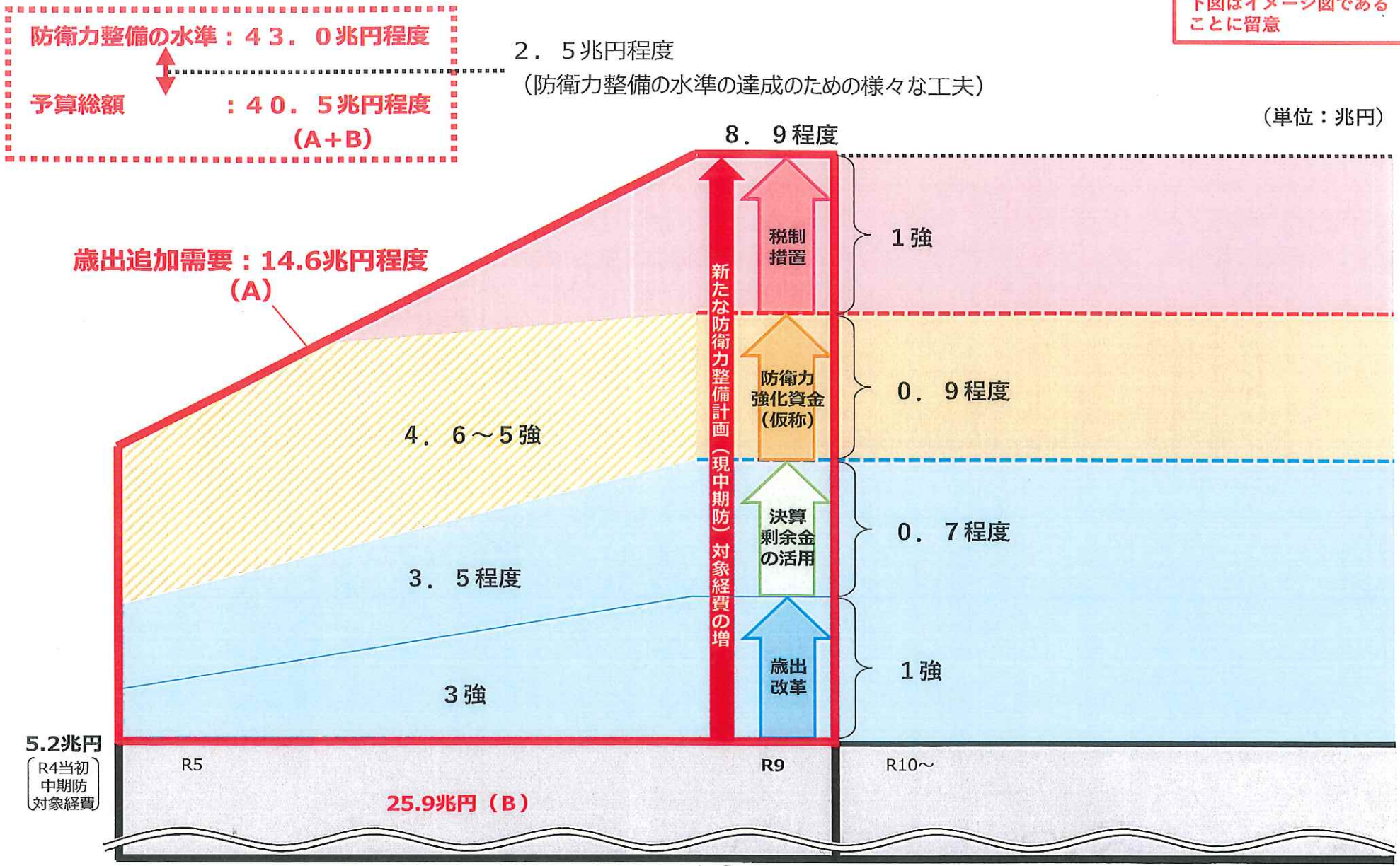
※6 時期の記載には、H27.6に行った復興財源フレームの精査の結果として財源等と認識した分は除いている。

出典：財務省作成資料

令和5年4月25日(火)衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

新たな防衛力整備計画に関する財源確保について

下図はイメージ図である
ことに留意



出典：財務省作成資料

令和5年4月25日(火) 衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

我が国経済・金融・財政の脆弱性

令和4年9月26日
財政制度等審議会
財政制度分科会 資料

- 貿易や対外投資で依存度の高い周辺国と軍事的緊張が高まった場合、経済制裁や社会不安の増大等から経済状況が一変し、**資本逃避や物価高**などが生じる可能性。（＝我が国経済・金融・財政の脆弱性）
 - その際、資源等に乏しい我が国においては、防衛装備品に加え、戦時に希少となる資源・エネルギーといった海外物資を大量調達せねばならない等、**財政需要が大幅に拡大**する中で、**国内外の金融市場から資金調達**していく必要。
- ⇒ 軍事攻撃を受ける前段階から**物資不足、物価上昇、経済悪化のリスクに直面**する中、**民間の社会・経済活動を維持しつつ、侵攻に対して国家として立ち向かうための財政余力が不可欠ではないか。**

軍事的緊張が高まった際に想定される現象（例）

外貨の確保が急務

- 戦略物資の確保（輸入）のニーズが急増
 - ・ 装備品、エネルギー、食糧等が継戦能力の維持に必須
- 経常収支への影響（悪化要因）
 - ・ 紛争相手国を含むサプライチェーンの毀損による輸出の減少（貿易収支の悪化要因）
 - ・ 海外子会社の収益低下（所得収支の悪化要因）

供給制約による価格上昇

- 紛争相手国からの輸入が停止
 - ・ 生活必需品や工業製品（中間財含む）の不足
- 紛争相手国による周辺・関係国への日本向け物資供給の縮減圧力
 - ・ サプライチェーンの毀損、資源不足に陥るおそれ

日系企業・金融機関の収益低下や資金繰り難

- 紛争相手国による日系企業への制裁
 - ・ 活動停止、資産凍結、海外送金停止、制裁金等
- 日系企業・金融機関の信用が低下
 - ・ 周辺国と対立状態にある中で、国際金融市場で信用を維持し、必要な資金調達ができるのか。

国内金融資産からの逃避

- 海外資産への逃避（キャピタルフライト）
 - ・ 安保環境・経済の不安定化
 - ・ 社会不安の高まり

（注）上記の「軍事的緊張が高まった際に想定される現象（例）」は、想定され得る一例に過ぎないことに留意。

- 自然災害や感染症等が発生し、脆弱性が高まっている際に、軍事的緊張が高まるなど、リスクが複合的に発現する可能性にも留意。
- 脆弱性を解消せず、放置し続ければ、相手国にその脆弱性・姿勢を狙われるおそれ。
- 市場参加者が脆弱性を「先取り」することで、金融資本市場や経済に与える影響にも注意が必要。

概要

- 一般会計に繰り入れた1兆1,200億円について、約6,000億円が繰り戻されていない状況。
- 毎年度の繰戻額は、法律や大臣間合意に基づき、財務省及び国土交通省が協議の上、決定。
- 令和5年度予算において、繰戻額は60億円に増額。

一般会計

年度	繰入額
平成6年度	8,100億円(当初)
平成7年度	3,100億円(当初)
年度	繰戻額
平成8年度	1,544億円(補正)
平成9年度	808億円(補正)
平成12年度	2,000億円(当初)
平成13年度	2,000億円(当初)
平成15年度	569億円(補正)
~	~
平成30年度	23億円(当初)
令和元年度	37億円(当初) 12億円(補正)
令和2年度	40億円(当初) 8億円(補正)
令和3年度	47億円(当初) 8億円(補正)
令和4年度	54億円(当初) 12億円(補正)
令和5年度	60億円(当初)

繰入残高5,880億円(令和5年度末見込み)	
元本	4,848億円
利子相当額	1,032億円

繰入額
11,200億円

令和4年度
までの繰戻額
7,164億円

令和5年度
繰戻額
60億円

自動車安全特別会計

■ (現行)自動車事故対策勘定 (令和5年度末見込み)

5,340億円
(繰入残高)

積立金
1,411億円

- 被害者支援
- 事故防止

■ (現行)保障勘定 (令和5年度末見込み)

539億円
(繰入残高)

剰余金
606億円

- 政府保障事業
(ひき逃げ・無保険車による事故被害の救済)

自動車事故対策事業

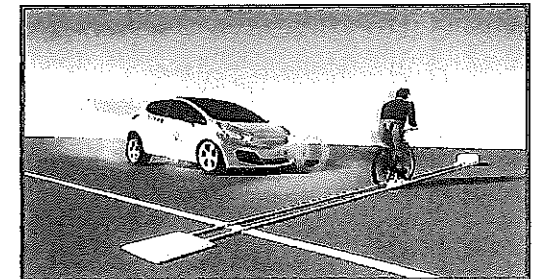
■ 被害者支援

- 療護施設の設置・運営
- 介護料の支給等



■ 事故防止

- ASV(先進安全自動車)の導入補助
- 自動車安全性能の評価の実施等



出典：国土交通省作成資料

令和5年4月25日(火)衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

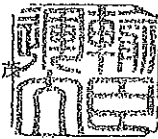


歳計第238号
自保第38号
平成6年2月10日

大蔵大臣 藤井裕



運輸大臣 伊藤



平成6年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計（以下「自賠特会」という。）から積立金の一部（保険勘定分7,800億円及び保障勘定分800億円）を一般会計に繰り入れることとするに際し、下記のとおり了解する。

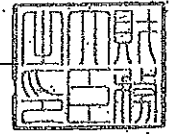
記

1. 一般会計への繰入れは、平成6年度限りの臨時異例の措置として行うものとする。
2. 自賠特会から一般会計への繰入金相当額は、原則として平成9年度から平成12年度までの間において分割して、一般会計から自賠特会に繰り戻すこととする。

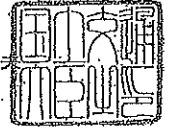
運輸省

出典：大蔵大臣・運輸大臣間の合意文書（平成6年2月10日）
令和5年4月25日（火）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

財務大臣 鈴木俊



国土交通大臣 斉藤鉄



1. 平成6年度及び平成7年度における自動車損害賠償責任再保険特別会計（現、自動車安全特別会計。）から一般会計に対する繰入金については、令和4年度において、5,400,000千円を自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に繰り戻すこととする。
2. 繰入金の残存額については、従来の大蔵省と運輸省の間の合意事項を維持することとするが、自動車事故対策勘定における積立金の水準と変動状況等に鑑み、平成6年2月10日付けの大蔵大臣及び運輸大臣間覚書（歳計第2.3.8号、自保第38号）記2の「平成3.1年度から平成3.4年度」を「令和5年度から令和9年度」に改めることとする。
3. 毎年度の具体的な繰戻額については、令和4年度予算における繰戻額の水準を踏まえ、被害者等のニーズに応じて被害者保護増進事業等が安定的・継続的に将来にわたって実施されるよう十分に留意しつつ、一般会計の財政事情、自動車安全特別会計の収支状況等に照らし、財務省及び国土交通省が協議の上、決定することとする。
ただし、自動車安全特別会計の事業の運営上、予期しない資金手当の必要が生じると見込まれる場合には、令和9年度以前であっても繰り上げて必要額を繰り戻すこととする。
4. また、安全・安心な自動車社会の実現を図るため、両省は自動車安全特別会計自動車事故対策勘定に係る財政運営の安定性確保に向けて、一般会計からの繰戻しに継続して取り組むこととし、あわせて、平成13年の自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律に係る衆参両院の附帯決議を踏まえ、関係者の理解を得つつ、賦課金制度について令和5年度以降の可能な限り速やかな導入に向けた検討を行い、早期に結論を得ることとする。



出典：財務大臣・国土交通大臣間の合意文書（令和3年12月22日）
令和5年4月25日（火）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）